

第46号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月29日

品川区長 森澤恭子

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成21年品川区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「扶養親族」を「扶養親族等」に、「および兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方」に改める。

第3条第4項中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

第6条第12項中「扶養親族の」を「扶養親族等の」に改める。

第13条第4号および第22条中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

第24条第1項第1号および第2号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同条第2項中「扶養親族と」を「扶養親族等と」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校教育職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従

前の例による。

(説明) 学校教育職員の旅費の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様に扱う必要がある。